

新潟県条例第51号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																																
別表（第2条関係） (1)～(8)（略） (9) 土木部関係		別表（第2条関係） (1)～(8)（略） (9) 土木部関係																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>12 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可（<u>県が行う第1種市街地再開発事業に係るものに限る。以下この項において同じ。</u>）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)～(6)（略）</td> </tr> <tr> <td>12の2 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第61条第1項の規定による土地の試掘等の許可及び意見の聴取（<u>県が行う第1種市街地再開発事業に係るものに限る。第3号から第8号までにおいて同じ。</u>） (2) 法第62条第2項の規定による許可証の交付（<u>県が行う第1種市街地再開発事業に係る試掘等に係るものに限る。</u>）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3)～(8)（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(9) 法第118条の27第2項において準用する法第98条第2項の規定による代執行（<u>県が行う第2種市街地再開発事業に係るものに限る。</u>）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務	市町村	(略)		12 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可（ <u>県が行う第1種市街地再開発事業に係るものに限る。以下この項において同じ。</u> ）	(略)	(2)～(6)（略）		12の2 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第61条第1項の規定による土地の試掘等の許可及び意見の聴取（ <u>県が行う第1種市街地再開発事業に係るものに限る。第3号から第8号までにおいて同じ。</u> ） (2) 法第62条第2項の規定による許可証の交付（ <u>県が行う第1種市街地再開発事業に係る試掘等に係るものに限る。</u> ）	(略)	(3)～(8)（略）		(9) 法第118条の27第2項において準用する法第98条第2項の規定による代執行（ <u>県が行う第2種市街地再開発事業に係るものに限る。</u> ）		(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>12 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)～(6)（略）</td> </tr> <tr> <td>12の2 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第61条第1項の規定による土地の試掘等の許可及び意見の聴取</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 法第62条第2項の規定による許可証の交付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3)～(8)（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(9) 法第118条の27第2項において準用する法第98条第2項の規定による代執行</td> </tr> </tbody> </table>		事務	市町村	(略)		12 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可	(略)	(2)～(6)（略）		12の2 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第61条第1項の規定による土地の試掘等の許可及び意見の聴取	(略)	(2) 法第62条第2項の規定による許可証の交付		(3)～(8)（略）		(9) 法第118条の27第2項において準用する法第98条第2項の規定による代執行	
事務	市町村																																	
(略)																																		
12 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可（ <u>県が行う第1種市街地再開発事業に係るものに限る。以下この項において同じ。</u> ）	(略)																																	
(2)～(6)（略）																																		
12の2 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第61条第1項の規定による土地の試掘等の許可及び意見の聴取（ <u>県が行う第1種市街地再開発事業に係るものに限る。第3号から第8号までにおいて同じ。</u> ） (2) 法第62条第2項の規定による許可証の交付（ <u>県が行う第1種市街地再開発事業に係る試掘等に係るものに限る。</u> ）	(略)																																	
(3)～(8)（略）																																		
(9) 法第118条の27第2項において準用する法第98条第2項の規定による代執行（ <u>県が行う第2種市街地再開発事業に係るものに限る。</u> ）		(略)																																
事務	市町村																																	
(略)																																		
12 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可	(略)																																	
(2)～(6)（略）																																		
12の2 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第61条第1項の規定による土地の試掘等の許可及び意見の聴取	(略)																																	
(2) 法第62条第2項の規定による許可証の交付																																		
(3)～(8)（略）																																		
(9) 法第118条の27第2項において準用する法第98条第2項の規定による代執行																																		



2項において準用する法第16条第1項の規定による縦覧

(3) 法第50条の6及び第50条の9第2項において準用する法第16条第2項の規定による意見書の受理

(4) 法第50条の6及び第50条の9第2項において準用する法第16条第3項の規定による命令及び通知

(5) 法第50条の6及び第50条の9第2項において準用する法第16条第5項の規定による修正の申告の受理及び修正に係る事業計画の縦覧等

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧

(13) 法第16条第2項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理

(14) 法第16条第3項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による命令及び通知

(15) 法第16条第5項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による修正の申告の受理及び修正に係る事業計画の縦覧等

(16) 法第19条第1項（法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認可に係る公告及び図書の送付

(17) 法第19条第2項（法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認可に係る公告

(18) 法第27条第7項の規定による事業報告書等の受理

(19) 法第28条第1項の規定による理事長の氏名等の届出の受理

(20) 法第28条第2項の規定による届出の受理に係る公告

(21) 法第38条第1項の規定による定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可

(22) 法第45条第4項の規定による解散の認可

(23) 法第45条第6項の規定による認可の取消し又は解散の認可の公告

(24) 法第49条の規定による決算報告書の承認

(25) 法第50条第2項の規定による意見の陳述及び調査

(26) 法第50条第3項の規定による意見の陳述

(27) 法第50条の2第1項の規定による施行の認可

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(11) 法第118条の6第1項の規定による管理処分計画の認可（法第2条の2第3項の規定による再開発会社（以下この項において「再開発会社」という。）が行う第2種市街地再開発事業に係るものに限る。次号から第24号まで、第26号及び第27号において同じ。）

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 法第118条の30第2項において準用する法第113条の規定による事業代行開始の公告

(33) 法第72条第1項の規定による権利変換計画の認可（法第2条の2第1項の規定による施行者、同条第2項に規定する市街地再開発組合（以下この項において「組合」という。）及び同条第3項の規定による再開発会社（以下この項において「再開発会社」という。）が行う市街地再開発事業に係るものに限る。次号から第36号まで及び第62号において同じ。）

(34) 法第72条第4項において準用する同条第1項後段の規定による変更の認可

(35) 法第99条の3第3項（法第99条の8第5項において準用する場合を含む。）の規定による承認

(36) 法第99条の8第5項において準用する法第98条第2項の規定による代執行

(37) 法第112条の規定による事業代行開始の決定

(38) 法第113条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行開始の公告

(39) 法第114条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行

(40) 法第117条第1項（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行終了の公告

(41) 法第117条第3項（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）の規定による承認

(42) 法第118条の6第1項の規定による管理処分計画の認可（再開発会社が行う市街地再開発事業に係るものに限る。次号から第45号までにおいて同じ。）

(43) (略)

(44) (略)

(45) (略)

(46) (略)

<p>(17) <u>法第118条の30第2項において準用する法第114条の規定による事業代行</u></p> <p>(18) <u>法第118条の30第2項において準用する法第117条第1項の規定による事業代行終了の公告</u></p> <p>(19) <u>法第118条の30第2項において準用する法第117条第3項の規定による承認</u></p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) <u>法第128条第1項の規定による審査請求の裁決（再開発会社が行う第2種市街地再開発事業に係る処分に係るものに限る。）</u></p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) <u>都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この項において「政令」という。）第22条の3において準用する政令第4条の2第3項の規定による審査委員の解任の承認</u></p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p>		<p>(47) (略)</p> <p>(48) <u>法第124条の2第1項の規定による検査及び命令</u></p> <p>(49) <u>法第124条の2第2項の規定による認可の取消し</u></p> <p>(50) <u>法第124条の2第3項の規定による公告</u></p> <p>(51) <u>法第125条第1項及び第2項の規定による検査</u></p> <p>(52) <u>法第125条第3項の規定による命令</u></p> <p>(53) <u>法第125条第4項の規定による認可の取消し</u></p> <p>(54) <u>法第125条第5項の規定による総会等の招集</u></p> <p>(55) <u>法第125条第6項の規定による理事等の解任の投票の実施</u></p> <p>(56) <u>法第125条第7項の規定による総会の議決等の取消し</u></p> <p>(57) (略)</p> <p>(58) (略)</p> <p>(59) (略)</p> <p>(60) (略)</p> <p>(61) <u>法第128条第1項の規定による審査請求の裁決（組合及び再開発会社がした処分に係るものに限る。）</u></p> <p>(62) (略)</p> <p>(63) <u>都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この項において「政令」という。）第4条の2第3項（政令第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による審査委員の解任の承認</u></p> <p>(64) (略)</p> <p>(65) (略)</p> <p>(66) (略)</p> <p>(67) (略)</p>	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。